

契約方法に関する定め

会計規程（平成15年10月1日規程第14号）より

会計規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）の財務及び会計に関し、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第49条の規定によりその基準を確立し、もって機構の業務の適正かつ能率的な運営を図るとともに財政状態及び経営成績を明らかにすることを目的とする。

第5章 契約

第1節 通則

(契約の方式)

第30条 機構において、売買、貸借、請負その他の契約をする場合は、本章第3節及び第4節に定めるところにより指名競争契約又は随意契約をする場合を除き、すべて公告して一般競争契約によるものとする。

(複数年度契約)

第31条 契約担当役は、契約の性質又は目的により必要と認めるときは、財政事情の変化による契約変更があり得ることを条件として、複数年度にわたる契約を締結することができる。

(契約書の作成)

第32条 契約担当役は、契約を締結しようとするときは、契約書を作成しなければならない。

2 前項の規定により契約書を作成する場合においては、契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。

(契約書の記載事項)

第33条 前条に規定する契約書には、当該契約の性質及び目的に従い、次に掲げる事項のうち、必要な事項を記載しなければならない。

(1) 件名又は品名

- (2) 契約年月日
 - (3) 数量、単位及び単価
 - (4) 契約金額及び支払条件
 - (5) 履行期限又は期間
 - (6) 受渡場所
 - (7) 契約保証金（契約保証金の処理を含む。）
 - (8) 前払金
 - (9) 履行の監督又は検査
 - (10) 違約金
 - (11) 遅滞金
 - (12) 契約の解除
 - (13) 危険の負担
 - (14) 契約内容の変更又は履行の中止の場合の損害負担
 - (15) 契約不適合責任
 - (16) 紛争の解決方法
 - (17) その他必要な事項
- (契約書作成の省略)

第34条 契約担当役は、次の各号の一に該当する場合は、第32条に規定する契約書の作成を省略して、請書、見積書、請求書等契約の事実を明らかにする書類をもってこれに代えることができる。

- (1) 150万円を超えない指名競争契約又は随意契約をするとき。
- (2) 外国で 200万円を超えない指名競争契約又は随意契約をするとき。
- (3) せり売に付するとき。
- (4) 物品を売り払う場合において買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
- (5) 第1号及び第2号以外の随意契約による場合において理事長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(契約保証金)

第35条 契約担当役は、契約を締結する者から現金又は国債若しくは契約担当役が確実と認める公社債をもって契約金額の100分の10以上に相当する金額の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- 2 前項の規定による保証金の納付は、契約担当役が確実と認める担保の提供をもってこれに代えることができる。
- 3 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さないものとする。

(契約保証金の帰属)

第36条 契約担当役は、前条の規定により契約保証金を納めさせる場合においては、

契約の相手方が、その責めに帰すべき事由により契約義務を履行しないときは、当該保証金が機構に帰属する旨を約定させるものとする。

(契約保証金の返還)

第37条 契約保証金は、契約の履行が完了したときは、相手方に返還しなければならない。

(譲渡代金等の完納時期)

第38条 機構に属する財産の譲渡又は交換をするときは、その相手方に対し、当該財産の引き渡しの時まで又は移転の登記若しくは登録の時までに、その代金又は交換差金を完納させなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) やむを得ず、代金又は交換差金を一時に支払うことが困難であり、かつ、将来の納付が確実であると契約担当役が認める場合

(2) 相手方が国又は地方公共団体である場合

(3) その他、契約担当役がやむを得ない事由があると認める場合

(貸付料の納付時期)

第39条 財産を有料で貸し付けるときは、その貸付料を前納させなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体に貸し付ける場合又は契約担当役が認める場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、貸付期間が6ヶ月以上にわたるものについては、定期にこれを納付させることができる。

(検査)

第40条 契約担当役は、工事（調査及び試験を含む。）、製造、購入、加工、修理、運送、保管等に係る動産又は不動産の引渡しを受けるときは、検査を担当する職員（以下「検査員」という。）に検査をさせなければならない。

2 契約担当役は、特に必要のあるときは、機構の職員以外の者に前項の検査を委託して行わせることができる。

3 検査員は、理事長又は理事長の委任を受けた役員若しくは職員が任命する。

4 検査員の職務等の検査に必要な事項は、理事長が別に定める。

(監督)

第41条 契約担当役は、工事の請負契約を締結したときは、契約の履行を確保するため、監督を担当する職員（以下「監督員」という。）に工事の施工を監督させなければならない。

2 契約担当役は、特に必要のあるときは、機構の職員以外の者に前項の監督を委託して行わせることができる。

3 監督員の職務等の監督に必要な事項は、理事長が別に定める。

(代価支払前の調書の作成)

第42条 契約担当役は、工事又は製造若しくは物件の購入、加工、修理、運送又は保

管等で、その代価が200万円を超えるものについては、当該工事又は製造の完了若しくは物件の完納の後、検査員にその調書を作成させなければならない。

- 2 契約により、工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分に対し、完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要があるときは、契約担当役は、特に検査員に検査を命じ、調書を作成させなければならない。
- 3 前2項の場合における支払は、当該各項の規定による調書に基づかなければこれをすることができない。

(部分払の限度額)

第43条 前条第2項の場合における支払金額は、工事又は製造についてはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の購入については既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造における完済部分に対しては、その代価の全額までを支払うことができる。

- 2 部分払をする場合において既に前金払がなされているときは、次の算式により支払金額を算出するものとする。

$$\text{支払金額} \leq (\text{既済部分又は既納部分の対価}) \times (\text{部分払の率} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}})$$

(請負契約についての準用)

第44条 前2条の規定は、工事又は製造以外の請負契約の全部又は一部の履行に対し支払をする場合に準用することができる。

(契約の解除)

第45条 契約担当役は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除しなければならない。ただし、契約の存続が機構の利益に適合すると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 正当な事由なくして契約期間内に履行を完了しなかったとき又は履行完了の見込みがないことが明らかになったとき。
 - (2) 契約の履行につき不正行為があったとき。
 - (3) 契約の履行に関し、故意に機構の職員の指揮監督に従わなかったとき。
 - (4) その他機構の都合により必要と認めたとき。
- 2 前項の規定により契約を解除するときは、相手方に書面により通知しなければならない。

(違約金)

第46条 契約担当役は、相手方の責めに帰すべき事由により契約を解除したときは、当該契約金額の100分の10以上の違約金を徴収するものとする。ただし、情状により、契約担当役は、理事長の承認を受けて違約金を減額又は免除することができる。

- 2 前項の規定により違約金を徴収する場合においては、第35条第1項に規定する契約保証金又は第51条第1項に規定する入札保証金を違約金の全部又は一部に充当することができる。

(遅滞金)

第47条 契約担当役は、相手方の責めに帰すべき事由により契約の履行期限までに履行が完了しなかったときは、当該契約金額のうち、履行遅滞に係る部分に相当する金額につき国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率で、履行期限の翌日から給付の完了の日までの日数によって計算した遅滞金を徴収するものとする。ただし、その遅滞金に100円未満の端数があるとき、又はその総額が100円未満であるときは、その額を徴収しないことができる。

2 前項の規定は、法令、業務方法書又は機構の定める要領に別段の定めがある場合には、適用しない。

(契約資格の喪失)

第48条 契約担当役は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実を知った日から2年の範囲内で契約の相手方とせず、又は競争契約の入札に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用者についても同様とする。

- (1) 機構の役員又は職員に対する贈賄等、機構の業務に関し刑法（明治40年法律第45号）その他の法令に定める罰則に触れる行為をした者
- (2) 契約の履行に当たり故意に工事又は製造を粗雑にした者
- (3) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (4) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (5) 契約に関する調査に当たり虚偽の申出をした者
- (6) 第45条第1項第1号から第3号までの事由により契約を解除された者
- (7) 契約書に定めた事項に違反した者又は正当な理由なくして契約の履行を契約当初に定めた期限より著しく遅滞した者

(手付金等)

第49条 土地又は建物の借入れに際し、慣習上、手付金又は保証金を交付する必要があるときは、その交付によって契約の締結又はその履行を有利ににすることができる場合に限り、手付金又は保証金を交付することができる。この場合においては、交付した金額を契約金額の一部に充当するものとする。

(政府調達の取扱い)

第49条の2 政府調達に関する協定その他国際約束による物品等又は特定役務の調達を実施するために必要な事務の取扱いに関する事項は、理事長が別に定める。

第2節 一般競争契約

(一般競争契約の方式)

第50条 契約担当役は、一般競争に付する場合は、一般に公告して入札させるものとする。

- 2 契約担当役は、必要があると認めるときは、一般競争に加わろうとする者に必要な資格を定めることができる。
- 3 契約担当役は、一般競争に加わろうとする者の欠格条件を定め、これに該当する者の参加を制限することができる。
- 4 前2項の資格及び要件の基準は、理事長が別に定める。

(入札保証金)

第51条 契約担当役は、一般競争に加わろうとする者に対し、現金又は国債若しくは契約担当役が確実と認める公社債をもって、その者の予定見積金額の100分の5以上の保証金（以下「入札保証金」という。）を納めさせなければならない。ただし、前条第2項の規定により参加資格を定めた場合において、必要がないと認めるときは、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- 2 第35条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による入札保証金の納付について準用する。

(入札保証金の帰属)

第52条 契約担当役は、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は機構に帰属する旨を、入札の公告において明らかにしなければならない。

(入札保証金の返還)

第53条 入札保証金は、落札者に対しては契約保証金の納入後（契約保証金の納付を免除した場合は契約締結後）、その他の者に対しては入札終了後に返還するものとする。

- 2 落札者の入札保証金は、その請求により契約保証金の全部又は一部に振り替えることができる。

(入札の公告)

第54条 第50条第1項の規定による公告は、原則として入札期日の10日前までに、不特定多数の相手が知り得る方法をもってしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を5日までに短縮することができる。

(公告事項及び入札心得)

第55条 第50条第1項の規定による公告には、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札心得及び契約条項を示す場所
- (4) 競争入札執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

- 2 契約担当役は、入札に加わろうとする者に対し、仕様書・図面、契約書の案文その他必要な書類及び見本、現品、現場その他当該契約に関し必要な事項を示さなければならない。
- 3 契約担当役は、入札に加わろうとする者に対し、入札参加者の資格、入札保証金、入札及び開札の方法、入札の無効、落札決定の方法、入札者に対する注意事項等入札に関し必要な事項を記載した入札心得書を示さなければならない。
(予定価格の設定)

第56条 契約担当役は、競争入札に付する事項の価格を、当該契約事項に関する仕様書、図面、設計書その他の資料に基づき、契約価格の総額について設定しなければならない。ただし、一定期間継続してなす製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

(予定価格の取扱い)

第57条 前条の予定価格は、封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならぬ。

(開札)

第58条 開札は、公告に示した場所及び日時に入札者の面前において、これを行わなければならぬ。ただし、入札者で出席しない者があるときは、入札事務に關係のない職員をして開札に立ち合わせなければならない。

- 2 入札者は、一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
(入札の無効)

第59条 第50条第2項の規定による競争参加の資格がない者のした入札又は入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(落札)

第60条 開札の結果、前条に規定する無効の入札を除き予定価格の制限内の入札で最低又は最高の価額のものを落札とする。

ただし、機構の支払いの原因となる契約のうち、相手方となるべき者の申込みに係る価額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限内の価額をもつて申込みをした他の者のうち最低の価額をもつて申込みをした者を当該契約の相手方とすることができます。

- 2 契約の性質又は目的から前項の規定により難いものについては、予定価格の制限内で価額その他の条件が機構にとって最も有利な申し込みをもつて落札とすることができます。

(同価入札の処置)

第61条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者と協議し、又は抽せんにより落札者を定めなければならない。ただし、支障がないと認め

るときは、当該入札者と協議の上、分割して契約することができる。

- 2 前項本文の抽せんを行う場合において、当該入札者のうち出席しない者又は抽せんに応じない者があるときは、入札事務に関係のない職員をしてこれに代わり抽せんに参加させることができる。

(再度の入札)

第62条 開札の結果、第60条に規定する落札者がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

- 2 前項の規定により再度の入札をする場合には、当該入札事項につき無効の入札をした者は、これに参加させてはならない。
- 3 第1項の規定により再度の入札をさせる場合における入札者には、入札金額の内訳の記載を省略させることができる。

(再度公告入札)

第62条の2 契約担当役は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、再度一般に公告して入札させることができる。

- 2 前項の公告は、第54条ただし書の規定にかかわらず、その期間を5日までに短縮することができる。

(せり売)

第63条 契約担当役は、動産の売り払いについて特別の事由により必要があると認める場合においては、本節の規定に準じ、せり売に付することができる。

第3節 指名競争契約

(指名競争の要件)

第64条 契約担当役は、一般競争に付することを不利と認める場合のほか、次に掲げる場合においては、指名競争に付することができる。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で、一般の競争に付する必要がないとき。
- (2) 予定価格が500万円を超えない工事若しくは製造をさせ、又は予定価格が300万円を超えない物件の購入をするとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (4) 予定価格が100万円を超えない物件を売り払うとき。
- (5) 予定賃借料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (6) 工事又は製造の請負、物件の売買及び物件の賃借以外の契約で、その予定価格が200万円を超えないとき。
- 2 隨意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(入札者の指名)

第65条 契約担当役は、指名競争に付そうとするときは、10人以上の入札者を指名しなければならない。ただし、急を要する場合又は契約担当役が必要ないと認めた場合には、2人以上の入札者を指名すれば足りる。

2 前項の場合においては、第55条第1項に規定する事項を各入札者に通知しなければならない。

3 前項に規定する通知は、入札期日の10日前までにしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を2日までに短縮することができる。

(一般競争契約に関する規定の準用)

第66条 第50条第2項から第4項まで、第51条から第53条まで及び第56条から第62条までの規定は、指名競争契約の場合に、これを準用する。

第4節 隨意契約

(随意契約の要件)

第67条 契約担当役は、一般競争に付することを不利と認める場合のほか、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
- (3) 機構の行為を秘密にする必要があるとき。
- (4) 現に契約履行中の工事、製造又は物件の購入に直接関連する契約を現に履行中の契約の締結者以外の者をして履行させることが不利であるとき。
- (5) 隨意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
- (6) 予定価格が250万円を超えない工事若しくは製造をさせ又は予定価格が160万円を超えない物件の購入をするとき。
- (7) 予定借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (8) 予定価格が50万円を超えない物件を売り払うとき。
- (9) 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (10) 工事又は製造の請負、物件の売買及び貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないとき。
- (11) 運送又は保管をさせるとき。
- (12) 外国で契約するとき。
- (13) 官公署その他の公法人、公益法人、農業協同組合又は農業協同組合連合会から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。
- (14) 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。
- (15) 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は

事業者に売り払い、貸し付け又は信託するとき。

(16) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。

(随意契約の特例)

第68条 競争に付しても入札者がないとき又は再度の入札に付しても落札者がないときは、予定価格の範囲内において随意契約によることができる。

2 落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の範囲内において随意契約によることができる。

3 前2項の場合においては、契約保証金及び期限を除くほか、最初競争に付するとき定めた条件を変更することができない。

(分割契約)

第69条 前条第1項及び第2項の場合においては、給付の性質上予定価格又は落札金額を分割計算することができる場合に限り、数人に分割して契約することができる。

(予定価格の決定)

第70条 随意契約によろうとするときは、あらかじめ第56条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

ただし、随意契約の方法による場合において、契約の内容が軽易なもの又は契約の性質上予定価格書の作成を要しないと認められるものについては、予定価格書の作成を省略することができる。

(見積書の徴取)

第71条 随意契約による場合には、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、急を要する場合又は契約担当役が必要ないと認めた場合には、1人の見積書で足りる。

2 6万円を超えない契約又は慣習上見積書の作成を要しないと認められる契約については、見積書の徴取を省略することができる。